

うるま市補助金制度に関する指針

平成18年11月

(平成29年3月改訂)

(令和6年3月改訂)

うるま市

目 次

1	はじめに	1
2	指針改訂の背景	2
3	補助金制度の適正化に向けて	4
4	補助金交付事務に関する留意事項	5
別紙1 うるま市補助金交付基準		
第1	基本的事項に関すること	6
第2	補助対象経費に関すること	7
第3	補助期間について	7
別紙2 うるま市補助金見直し基準		
第1	見直し基準	8
第2	審 査	9

1 はじめに

うるま市（以下「市」という。）が交付する補助金は、市民の税金をもって交付されるものであることから、すべての補助金について情報公開し透明性を確保すると共に、交付に関し市民の理解を得るため、その必要性・公平性・公益性や補助等による効果を検証し、説明責任を果たしていく必要があります。

しかし、一度予算化された補助金等については、事業効果等についての評価・検証が行われず、改善のないまま長年にわたり継続して交付されている例が見受けられたため、市では平成18年に「うるま市補助金制度に関する指針」（以下「指針」という。）を定め、公平性・透明性・公益性の確保、交付基準の策定、外部の有識者等から構成される「補助金審査委員会」の設置など補助金等の適正化に向けて取り組んできました。

これまでの「補助金審査委員会」では、補助金額を中心に見直しの方向性が示されてきましたが、令和5年度の審査においては、市と補助金交付先との連携や役割分担といった補助金の在り方等についての議論がなされるなど、審査のポイントも多角的になってきたことから、「補助金見直し基準」を①補助金額、②補助金事業の取組内容の2つの視点で審査を行うよう改め、適正な補助金交付及び効果的な補助金事業の実施につながるよう指針を改訂します。

定義：この指針において「補助金等」とは、市が市以外のものに対して交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金：特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に反対給付を求めずに支出するもの
- (2) 交付金：法令又は条令、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出するもの
- (3) 負担金：法令又は契約等によって地方公共団体が負担することとなるもの
(なお、任意に各種団体を地方公共団体が構成している場合に、その団体の必要経費に充てるため構成各団体を取り決められた費用を支出する場合も負担金として支出される)
- (4) 利子補給金：資金の融通を受けて行う事務や事業の助成、育成のために資金の融通を行う者に対して当該融通資金に係る利息の全部又は一部に相当する額を給付するもの

(ぎょうせい「地方公共団体歳入歳出科目解説」より)

2 指針改定の背景

【現状】

これまで、その時々々の社会経済情勢に応じて「公益上必要である」との判断から、それぞれの補助金が創設されてきましたが、一度創設された補助金等は廃止することが難しく、既得権化し補助金の交付が硬直化しているなどの問題が生じています。また、うるま市補助金等交付規則では「補助金の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金に係る予算の執行に関する基本的な事項」を定めるにとどまり、補助金交付規程、要綱等が個別に定められていないため交付の根拠や目的が明確でない補助金が見受けられます。

【課題】

(1) 補助期間の長期化、既得権化

～一旦、創設されると長期にわたり存続、既得権化しがちである～

「公益上必要である」という判断のもとに各補助金が創設されていることから、一旦創設された補助金を廃止することは難しく、長期にわたり存続、既得権化しがちです。

その時々々の政策や公益上の必要性から各補助金が創設されてきましたが、時代の移り変わりと共に社会のニーズや必要とされる政策も変化することから、これほど継続的に補助金の交付を行うことが妥当なのかについては検証が必要であり、そのための定期的な見直しを行う仕組みが必要です。

(2) 自主・自立の阻害

～団体等の自主・自立した多様な活動の創出や可能性を妨げる～

補助金が継続して交付されるほど、交付を受けている団体等では、補助金が交付されることを前提とした事業計画や活動を展開する傾向になりがちであり、結果として補助金に依存し、定められた事業や活動等に終始した運営となってしまうことが懸念されます。

このことが、団体等が自立した運営を行う努力を損ない、自主・自立した多様な事業や活動の創出を妨げることになる恐れがあります。

(3) 交付の効果と検証

～補助金交付の効果が不明確である～

補助金は、行政目的をもって交付されますが、現在の仕組みでは補助金の交付によって、期待される行政目的がどこまで、どのように達成されたのかなどについての効果の検証が十分に実施できていません。補助金が市民の税金によって交付されているという認識に立てば、補助金を交付している市及び補助金を受けている団体等は、市民に対して、補助金の交付によってどのような効果があり、何を達成したのかについて説明する責任があります。

(4) 交付機会の均等化や透明性の確保

～交付先や交付対象事業等が固定化されがちである～

長期に渡り存続している補助金の中には、交付先や交付対象事業等が固定化されているもの

が含まれています。時代と共に市民のニーズは変化し、新しいニーズが次々と生まれてきますが、固定化された補助金があると、各部署においても新たな補助金の創設が困難になると思われます。このことから交付機会の均等化や交付の透明性を高めるため、多様な団体等が行っている公共的活動を助成し、自主・自立を促進していく開かれた補助金制度とする必要があります。

3 補助金制度の適正化に向けて

これまでの補助金制度の課題を解決し、公平性・透明性・公益性が確保された補助金制度とするため、次のとおり「（１）補助金交付基準」、「（２）補助金見直し基準」、「（３）補助金審査機関」、「（４）透明性を確保するための情報公開について」を柱とした取組を実施します。

（１）補助金交付基準 【別紙１】

地方自治法では、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と定められていますが、公益上必要があるかどうかの認定は全くの自由裁量行為でなく、客観的にも公益上必要であると認められなければなりません。このことから、多種多様な補助金等について公平な審査ができる「補助金交付基準」に基づいた補助金の交付を行います。

（２）補助金見直し基準 【別紙２】

公平性・公益性の観点から、長期にわたり継続して交付されているものや補助の目的及び効果が不明確な補助金について見直す必要があります。また、常に変化する市民ニーズに的確に対応するとともに交付先や交付対象事業の固定化を防止する意味から、既存の補助金については終期設定を原則とします。ただし、終期前においても、毎年度審査・評価を行う必要があるため、維持、縮小・廃止等の見直しを行うための判断基準となる「補助金見直し基準」に基づいた見直しを行います。

（３）補助金審査機関

平成１９年より、市民に開かれた補助金制度として、公平性・透明性・公益性を確保するため公募市民や学識者からなる「うるま市補助金審査委員会」を設置しました。

市税を財源とする補助金等の活用については、市民がその必要性等を判断し、効果について検証を行うことが重要であり、この審査委員会では、補助金交付の適否などについて、市民の視点で客観的に審査を行います。

（４）透明性を確保するための情報公開について

これまで、審査委員会や担当部署において、この指針に基づき審査や評価、補助金交付の適否などを行ってきましたが、より市民に開かれた補助金制度を目指すためには、それらを

公表し透明性を高める必要があるため、補助金審査委員会の審査結果等を公表するとともに、指摘を受けた団体等の補助金についても、団体が行った改善や対策の結果を公表します。

4 補助金交付事務に関する留意事項

(1) 補助金交付手続きの遵守

補助金の交付に関しては、うるま市補助金等交付規則および各補助金交付要綱に基づいた適切な運用を行うこととします。

実績報告に基づいて補助対象経費等の審査後、補助金の額の確定及び交付を行うことを原則とし、やむを得ず事前に交付を行う場合でも実績報告に基づいた審査後に精算処理を行うこととします。

(2) 成果の検証

補助金の交付によって行政目的がどこまで、どのように達成されたのかなど、各部署にて毎年度成果を検証し、その結果に基づいた見直しを行うこととします。

(3) 要綱等の整備及び公表

補助金の交付に際し要綱等の根拠法令が定められていないものは要綱等を整備するとともに、補助金を所管している部署においては、要綱等をホームページに掲載するなど補助金の内容を公表することとします。

交付要綱等には、少なくとも次の項目を記載することとします。

- ア 補助の目的
- イ 補助対象となる者
- ウ 補助対象経費
- エ 補助期間（終期を設定することを原則とする）
- オ 交付基準

別 紙 1

うるま市補助金交付基準

補助金の交付に際しては、以下の項目を総合的に勘案して適否を決定するものとする。

第1 基本的事項に関すること

1 事業の公共性(目的)

- (1) 補助金の交付が客観的に公益上必要であると認められること。具体的には以下に該当するものとする。
 - ア 住民自治の向上につながるもの
 - イ 少子高齢化社会への対策に寄与するもの
 - ウ 市民の福祉・健康の増進が図られるもの
 - エ 市民の安全で安心な生活に寄与するもの
 - オ 環境対策に寄与するもの
 - カ 市民の教育・文化・スポーツ振興に寄与するもの
 - キ 市民のボランティア活動を誘発するもの
 - ク 地域経済の活性化に寄与するもの
 - ケ その他うるま市補助金等審査委員会において公益上必要と判断されたもの
- (2) 効果が広く市民に行きわたり、決して特定の者の利益に終わらないこと。

2 事業の効果性(有効性・効率性・適時性)

- (1) 補助金の交付に対して効果が認められること。
- (2) 事業活動の発想や着眼点に、先見性、発展性などが見られ将来においても必要とされる可能性があること。
- (3) 行政と市民との協働化社会の構築に向けての役割分担の中で、真に補助すべき内容であること。
- (4) 社会情勢から時宜を得ていること。

3 団体等の適格性

- (1) 団体等の会計処理等が適切であること。
- (2) 団体等における補助金収入の割合が適正であること。
 - ア 団体等の決算において、実質的に繰越金または剰余金等が補助金額の2分の1を超えていないこと
 - イ 団体等の構成員から会費を徴収するなど自主財源の確保に努めていること
- (3) 事業目的に応じ、補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分されていること。
- (4) 団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致していること。
- (5) 団体等において適正な監査機能を有していること。

第2 補助対象経費に関すること

1 事業費補助の原則

- (1) 補助金は本来事業費へ補助されるべきものであり、団体運営経費にかかる補助は原則として対象としない。
- (2) 交際費、慶弔費、飲食費、租税公課、懇親会費、直接事業に係わない視察旅費等、公益的事業に直結しない経費については対象としない。
- (3) その他、社会通念上、補助金を交付することが適当でない経費

2 補助率・補助単価等の明確化

- (1) 補助対象の範囲及び内容に対する補助の程度を補助率、補助単価等の数値基準を各々の要綱等において明確にし、補助金の交付額を決定すること。
- (2) 補助率・単価等を定めずに一定額をもって補助しないこと。
- (3) 単価を定める場合は、単価の算出根拠を明確にすること。
- (4) 原則として、補助の限度額を設定すること。

3 団体運営補助

- (1) 団体運営補助については、第2－1－(1)を原則とするが、次のとおり取り扱う。
 - ア 設定した終期を過ぎた団体運営補助で、補助無しでは運営が困難な団体等については、その団体の公益上の必要性が高い場合に限り、費用負担の妥当性を検証した上で、運営補助を行うこと
 - イ 団体の自立を促すため、団体の運営に対し積極的に指導・助言を行うこと

第3 補助期間について

1 終期設定の原則

- (1) 補助期間については、終期を設定すること。ただし、継続する必要がある場合は終期後に補助金見直し基準に基づき、方向性を判断する。
- (2) 国や県の制度によるものは、国や県の補助終了をもって市補助も終了することを原則とするが、継続する必要がある場合は補助金見直し基準に基づき審査を行い方向性を判断する。
- (3) 設定した終期前においても、毎年度「補助金見直し基準」に基づき評価を行い、補助金交付の適否を判断すること。

別 紙 2

うるま市補助金見直し基準

補助金の交付が設定した終期を経過したものや長期間継続して交付されているもの或いは補助の目的及び効果が不明確な補助金について見直しをおこなうため、次に掲げる方向性に沿った見直し基準を定める。

第1 見直し基準

見直し基準については、①補助金額②補助金事業の取組内容（改善項目）の2つの視点での評価を行う。

1 『補助金額』の評価の基準

『拡充』

- （1）事業そのものに発展性などがみられ、将来においても必要なもの。
- （2）事業効果が広く市民に波及するもの。
- （3）行政と市民との役割分担の中で、補助すべき事業・活動。

『現状維持』

- （1）法令等により補助が義務付けられているもの
- （2）国、県の補助金を財源の一部とする補助金で、市の負担が義務的であるもの。
- （3）補助金交付基準に概ね適合し、補助の必要性が認められるもの。

『削減』

- （1）市が直接実施しなければならない事業等を団体等が行っているものに対し補助している場合などで、その支出科目について見直し（委託料、報償費等）を行う必要があるもの。
- （2）補助金交付基準により補助の必要性は認められるが、類似の補助（委託）があるため整理・統合により効果があがるもの。
- （3）事業内容・経費・効果等が不明確で改善が必要であるもの。
- （4）既存の団体運営経費に対する補助で、自主・自立の運営努力が必要なもの。
- （5）特定の割合に応じて交付する分担金・負担金等について、負担額及び負担率、事業内容の見直しが必要であるもの。

『廃止』

- （1）施策の浸透、普及等により補助目的が達成されたもの。
- （2）社会情勢等の変化により、補助の目的・視点・内容が適切でなくなり、事業効果が薄れているもの。
- （3）補助の目的が十分達成されていないなど事業効果が乏しいものや事業目的が曖昧になっているもの。

- (4) 明らかに自立が認められる団体であるため、交付対象からはずすべきもの。
- (5) 補助金交付基準に適合していないと思われる事業又は団体等に対して補助するもの。

『再検討』

- (1) ゼロベースで補助金の在り方を検討すべきもの。

2 補助金事業の取組内容（改善項目）の評価

行政の役割や補助金交付先の取組内容等について評価する。

第2 審 査

1 審査機関の設置

審査を行うため、別に定めるうるま市補助金審査委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 審査方法

- (1) 審査は補助金交付基準を踏まえ、委員が審査項目に定める各項目について評価を行い、見直し基準により方向性を判断する。
- (2) 委員会の審査に付する場合の提出資料等については、別に通知する。

3 審査項目

補助金見直しの方向性を判断するため、次の各項目について審査する。

- (1) 公共性
- (2) 効果性
- (3) 団体等の適格性
- (4) 補助対象経費
- (5) 成果
- (6) 補助額の妥当性等